#### 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和4年6月3日 提出

羽曳野市長 山入端 創

#### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和4年3月31日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

令和3年度羽曳野市土地取得特別会計補正予算(第1号)

令和3年度羽曳野市土地取得特別会計補正予算(第1号)

#### 令和3年度 羽曳野市土地取得特別会計補正予算(第1号)

令和3年度羽曳野市の土地取得特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 734, 547 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ 920, 814 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日 専決

羽曳野市長 山入端 創

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 月	才 <b>産収入</b>	1,073	734, 547	735, 620
	1 財産売却収入	1,073	734, 547	735, 620
	歳 入 合 計	186, 267	734, 547	920, 814

# 歳 出

款			項		補正前の額	補 正 額	計
					千円	千円	千円
3 諸	<b>音支出金</b>				1,073	734, 547	735, 620
	1 繰出金				1,073	734, 547	735, 620
	歳	出	合	計	186, 267	734, 547	920, 814

### 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総 括 (歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 財産収入	千円 1,073	千円 734, 547	千円 735, 620
歳 入 合 計	186, 267	734, 547	920, 814

# (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
o =# + III A	千円	千円	千円
3 諸支出金	1, 073	734, 547	735, 620
歳 出 合 計	186, 267	734, 547	920, 814

	補 正 額 の	財 源 内 訳 源	
特 国府支出金	定 財 財	源 その他	一般財源
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>ルカ</u> 原 千円	千円	千円
		734, 547	0
		,	
0	0	734, 547	0
U	U	104,041	

### 2 歳 入

# 4款 財産収入

1項 財産売却収入

734,547千円 734,547千円

目	補正前の額	補正額	計
1 不動産売却収入	千円 1,073	千円 734, 547	千円 735, 620
<u>≅</u> 1-	1,073	734, 547	735, 620

	節			説	明
区	分	金	額	成化	173
			千円		千円
1 用地	1 用地売却収入 734,547		734, 547	用地壳却収入	734, 547

### 3 歳 出

3款 諸支出金 1項 繰出金

734, 547千円 734, 547千円

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国府支出金	地方債	その他	川又 於 1 7 7 7
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般会計繰	1, 073	734, 547	735, 620			734, 547	
出金							
計	1,073	734, 547	735, 620	0	0	734, 547	0

	節							
	区	分		金	額	説	明	
					千円			千円
27	繰出金				734, 547	一般会計繰出金		734, 547